

1. 國際労働會議に於て既に本案が採決され居るに至り候。我が日本は此の國際條約を実施するに従つて資本家階級の採取を恣意にしてゐることは國際信義上の重要問題なり。
2. 我が改正工場法は本案が正規に実施せんとしたが資本家の方に策動された結果、更に寄宿舍制度を昭和四年二月起用した。今後も此の政府當局の態度を糾弾する所である。
3. 百餘萬の婦人労働者に徹夜業を強制することは國家社会の正義人道より見て大なる罪悪である。(4) 第二の國民の母体たゞべき婦人の身体が徹夜業によつて害はれることは國民保障の立場からして絶対に許すべからざることである。
4. 根葉ヶ禁止され、或は之によつて寄宿舍制度が改進されるに至つて婦人労働者の風景徳操を向上せしめる。
5. 日本の紡織産業将来の發展の爲めにも、夜業禁止は労働者の移動を妨げ、併つて熟練工の養成、機器工場が製造するゝに至るに重大なる意義があり労働條件にも有利となること。
6. 此の見地より、先に我組合は議会に向つて改正工場法の附則即時削除と寄宿舍の監督を政府が在下すべき制度制定實施すべき請願を呈したり。上雖も其目的を達することができなかつた。我らは其目的を達する迄其運動を續けなければならない。

(實行方法)

1. 本議会に向つて我が請願を存すること。其他日本労農党と協力して積極的に其運動を存すこと。其方法は中央委員会任せとする。
2. 総同盟賛成團體は爭議の際に本案に関する要求を具体化する様努力すること。
3. 廣説会、研究会、機関紙等にて寄宿舍制度、夜業の如何に資本家階級の採取虐待の為めに反対の趣旨を暴露すること。
4. その他のは中央委員会任せ。

組合同盟本部提出

決議

((15)) 勞働組合法に關する件

本同盟は労働者との團結権、罷業権が一日も早く法律上確認されんことを要望する。然るに政府は労働者より此の熱烈なる要求を裏切つて不完全なる労働組合法案を再度衆議院に提案したが、それでは資本家階級の利益を代表する議會は審議未了の袖に葬つたのである。然等あらゆる機會を利用しあらゆる手段を用ひて完全なる労働組合法の獲得に向つて努力す